

2019年6月20日

各 位

会 社 名	ニチレキ株式会社
代表者名	代表取締役社長 小幡 学
(コード番号	5011)
問合せ先	執行役員 経営企画部長 伊藤 達也 (TEL:03-3265-1513)

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、2018年5月29日に公正取引委員会の立ち入り検査を受けた、改質アスファルトの販売価格に関して、本日、同委員会から、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様、お取引先をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この度の命令を厳粛かつ真摯に受け止め、今後はより一層、法令順守の徹底に取り組み、早期の信頼回復に努めて参ります。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、全国において販売する改質アスファルトの販売価格に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、当該違反行為が消滅していることを確認すること、今後同様な行為を行わないために必要な措置を講じること等を命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額	2,577,750,000円
納付期限	2020年1月21日

当社は、同委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請した結果、同制度が適用され、課徴金の30%の減額が認められております。

3. 業績に与える影響

当社の業績に与える影響につきましては、2019年5月14日公表の「特別損失の計上及び連結業績予想の修正並びに個別業績予想の前期実績値との差異に関するお知らせ」に記載のとおりであります。

以 上